

付 議 第 2 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高 知 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

高 知 県 教 育 委 員 会 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第29条」を「－第29条の2」に改める。

第6条第2項中「学校支援チーム」を「学校支援・教育DX推進室」に改める。

第9条中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 高知県公立学校情報機器整備基金に関すること。

第13条第19号を削り、同条第20号を同条第19号とする。

第17条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第3章第4節中第29条の次に次の1条を加える。

（内部組織）

第29条の2 心の教育センターの内部組織として、多様な学び・相談支援課を置く。

第39条第1項の表心の教育センターの項中「チーフ」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、令和6年度の組織改正により、高等学校課の内部組織である学校支援チームを学校支援・教育DX推進室に改めること等に伴い、必要な改正をしようとするものである。

新 旧

新

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

目次

第1章・第2章 略

第3章 教育機関

第1節～第3節 略

第4節 心の教育センター（第28条～第29条の2）

第4章～第7章 略

付則

（課及びその内部組織）

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、高等学校振興課、特別支援教育課、生涯学習課、保健体育課及び人権教育・児童生徒課を置く。

2 高等学校課の内部組織として、学校支援・教育DX推進室を置く。

（教育政策課）

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）～（21） 略

（22） 高知県教育情報通信ネットワークシステムの管理運営及びセキュリティに関すること。

（23） 高知県公立学校情報機器整備基金に関すること。

（24） 高知県教育センターに関すること。

対 照 表

旧

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

目次

第1章・第2章 略

第3章 教育機関

第1節～第3節 略

第4節 心の教育センター（第28条・第29条）

第4章～第7章 略

付則

（課及びその内部組織）

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、高等学校振興課、特別支援教育課、生涯学習課、保健体育課及び人権教育・児童生徒課を置く。

2 高等学校課の内部組織として、学校支援チームを置く。

（教育政策課）

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）～（21） 略

（22） 高知県教育情報通信ネットワークシステムの管理運営及びセキュリティに関すること。

（23） 高知県教育センターに関すること。

(25) 高知大学教職大学院との連携及び連絡調整に関すること。

(26) 事務局の他の課の主管に属しないこと。

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(17) 略

(18) 県立高校及び市町村立の高等学校の高等学校等就学支援金等に関すること。

(19) 前各号に掲げるもののほか、県立高校に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(保健体育課)

第17条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 学校体育関係団体の育成及び指導に関すること。

(8) 部活動改革に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、学校保健、学校給食及び学校体育に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第3章 教育機関

第1節～第3節 略

第4節 心の教育センター

(位置)

第28条 高知県心の教育センター設置条例（平成15年高知県条例第4号）により設置された高知県心の教育センター（以下「心の教

(24) 高知大学教職大学院との連携及び連絡調整に関すること。

(25) 事務局の他の課の主管に属しないこと。

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(17) 略

(18) 県立高校及び市町村立の高等学校の高等学校等就学支援金等に関すること。

(19) 高知県県立高校通学支援奨学金に関すること。

(20) 前各号に掲げるもののほか、県立高校に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(保健体育課)

第17条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 学校体育関係団体の育成及び指導に関すること。

(8) 全国中学校体育大会に関すること。

(9) 部活動改革に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、学校保健、学校給食及び学校体育に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第3章 教育機関

第1節～第3節 略

第4節 心の教育センター

(位置)

第28条 高知県心の教育センター設置条例（平成15年高知県条例第4号）により設置された高知県心の教育センター（以下「心の教

育センター」という。)の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第29条 心の教育センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(内部組織)

第29条の2 心の教育センターの内部組織として、多様な学び・相談支援課を置く。

(教育機関に置く職員)

第39条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	職員
略	略
心の教育センター	所長 次長 課長

2 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に、必要に応じ、企画監、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事その他必要な職員を置く。

育センター」という。)の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第29条 心の教育センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(教育機関に置く職員)

第39条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	職員
略	略
心の教育センター	所長 次長 チーフ

2 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に、必要に応じ、企画監、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事その他必要な職員を置く。